
平成23年第2回南丹市議会6月定例会会議録（第5日）

平成23年6月28日（火曜日）

議事日程（第5号）

平成23年6月28日 午前10時開議

- 日程第1 報告第2号から報告第8号まで、議案第39号から議案第44号まで
（委員長報告～表決）
- 日程第2 議案第45号から議案第53号まで（提案説明～表決）
- 日程第3 意見書案について
- 日程第4 閉会中の継続調査申出について
- 日程第5 議員の派遣について
人権擁護委員候補者の推薦について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 報告第2号 専決処分の承認について（南丹市国民健康保険税条例の一部
改正について） （市長提出）
- 報告第3号 専決処分の承認について（南丹市国民健康保険条例の一部改
正について） （市長提出）
- 報告第4号 専決処分の承認について（平成22年度南丹市一般会計補正
予算（第6号）） （市長提出）
- 報告第5号 専決処分の承認について（平成22年度南丹市簡易水道事業
特別会計補正予算（第6号）） （市長提出）
- 報告第6号 専決処分の承認について（平成22年度南丹市下水道事業特
別会計補正予算（第5号）） （市長提出）
- 報告第7号 専決処分の承認について（平成22年度南丹市土地取得事業
特別会計補正予算（第3号）） （市長提出）
- 報告第8号 専決処分の承認について（南丹市税条例の一部改正について）
（市長提出）
- 議案第39号 南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につ
いて （市長提出）
- 議案第40号 南丹市税条例の一部改正について （市長提出）
- 議案第41号 南丹市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正につ
いて （市長提出）
- 議案第42号 京都地方税機構規約変更に関する協議の件 （市長提出）

- 議案第43号 平成23年度南丹市一般会計補正予算(第1号) (市長提出)
- 議案第44号 平成23年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算(第1号)
(市長提出)
- 日程第2 議案第45号 胡麻郷財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて (市長提出)
- 議案第46号 五ヶ荘財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて (市長提出)
- 議案第47号 世木財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて (市長提出)
- 議案第48号 宇南・字北・字中・字河内谷・字江和・字田歌・字芦生・字白石・字佐々里財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて (市長提出)
- 議案第49号 知井財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて (市長提出)
- 議案第50号 平屋財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて (市長提出)
- 議案第51号 宮島財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて (市長提出)
- 議案第52号 鶴ヶ岡財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて (市長提出)
- 議案第53号 大野財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて (市長提出)
- 日程第3 意見書案について
- 日程第4 閉会中の継続調査申出について
- 日程第5 議員の派遣について
人権擁護委員候補者の推薦について

出席議員 (22名)

1番 山下秋則	2番 木戸徳吉	3番 林 茂
4番 大町 功	5番 今面不悖	6番 森 為次
7番 川勝眞一	8番 山下澄雄	9番 川勝儀昭
10番 松尾武治	11番 谷 幸	12番 廣瀬孝人
13番 矢野康弘	14番 橋本尊文	15番 森 嘉三
16番 仲村 学	17番 村田正夫	18番 仲 絹枝
19番 高野美好	20番 大面一三	21番 井尻 治
22番 小中 昭		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	勝山秀良	局長補佐	今西均
係長	西田紀子	主査	長野久好

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐々木稔納	副市長	松田清孝
教育長	森榮一	総務部長	上原文和
企画政策部長	伊藤泰行	市民福祉部長	山内晴貴
農林商工部長	神田衛	土木建築部長	井上修男
上下水道部長	永塚則昭	教育次長	大野光博
会計管理者 兼出納課長	東野裕和	八木支所長	川勝芳憲
日吉支所長	榎本泰文	美山支所長	小島和幸
福祉事務所長	栃下辰夫		

午前10時00分開議

○議長（井尻 治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は、22名であります。定足数に達しておりますので、これより6月定例会を再開して、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立って、ご報告いたします。

まず、人権擁護委員候補者の推薦についての参考資料の一部訂正がまいっており、写しをお手元に配布しておきましたので、お調べおき願います。

次に、去る6月15日東京で開催されました第87回全国市議会議長会定期総会におきまして、村田正夫議員と私が全国市議会議長会表彰規程に基づく市議会議員10年表彰を受けました。また私ごとではございますが、同総会において感謝状も受けました。

ここにご披露申し上げ、これより表彰状及び感謝状の伝達及び記念品の贈呈を行います。

○事務局長（勝山 秀良君） それでは村田正夫議員、議場中央へ願います。

○議長（井尻 治君） 表彰状。南丹市村田正夫殿。あなたは市議会議員として、10年市政の振興に務められその功績は著しいものがありますので、第87回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします。平成23年6月15日、全国市議会議長会会長、関谷博代読。おめでとうございます。

○事務局長（勝山 秀良君） それでは引き続きまして、井尻議長に森副議長から伝達を行います。

○副議長（森 嘉三君） 表彰状。南丹市井尻治殿。あなたは市議会議員として、10年市政の振興に務められその功績は著しいものがありますので、第87回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします。平成23年6月15日、全国市議会議長会会長、関谷博。おめでとうございます。

感謝状。南丹市井尻治殿。あなたは全国市議会議長会評議員として会務運営の重責にあたられ、本会の使命達成に尽くされた功績は誠に顕著なものがありますので第87回定期総会にあたり深甚な感謝の意を表します。平成23年6月15日、全国市議会議長会会長、関谷博。おめでとうございます。

○議長（井尻 治君） それでは、これより村田正夫議員から、あいさつを受けることといたします。

村田議員。

○議員（17番 村田 正夫君） ただいまは、全国市議会議長会から永年勤続にあたります10年表彰をいただくことになりました。身に余ることと本当に心から喜んでおるところでございます。思い返してみますと、平成7年の4月に初めて美山町の町会議員にならせていただきました。当時44歳でございましたが、私、本年2月に還暦を迎えましたので、この長い期間というのを思い返してみますと、特に地元の地域の皆さまの大きな長年のお力添えに心から感謝を覚えるところでございます。また合併後は園部町、そして八木町、日吉町の皆さんからいろんなご縁をいただき、ご教授をいただきました。併せまして同志の議員、そして同僚議員からも大きなお力添えをいただきました。そして、また、ここにおっていただきます理事者をはじめとする幹部の職員の皆さんにも、大きなご支援をいただきました。今後は、この表彰を機に改めて、この市議会議員に課せられた責務というものを自覚して、さらに精進を重ねたいとこのように決意をいたしておるところでございますので、引き続き皆さま方のご支援なり、ご教授をお願いを申し上げます。言葉足りませんが、表彰をいただきましたお礼のごあいさつとさせていただきます。

どうも、ありがとうございました。

○議長（井尻 治君） それでは、続いて私から一言ごあいさつ申し上げます。

本会議の前の大変貴重な時間にお許しをいただいて、一言お礼を申し上げたいと思います。ただいまは、全国市議会議長会の10年表彰並びに感謝状を授与することになりました。これまでの多くの市民の皆さん、そして、この議場におられます議員の皆さんをはじめ、佐々木市長さん、また、理事者関係者の皆さんに、これまでの大きなお支えを心から感謝申し上げる次第であります。平成7年、日吉町の議会議員として、この地方政治に参画いたしました。当時は日吉ダムの建設、そして、また皆さんとご一緒に戦ってきた平成の大合併、いろんな変遷の中で住民の皆さんとともに地方政治に携わって

きた、その経験は非常に貴重な経験であるというふうに私自身思っております。今後は地域の皆さん、住民の福祉の向上のために残された責務を精一杯、粉骨砕身がんばってまいり所存であります。これを機に今後とも皆さま方のご支援、また、ご協力をさらによりしくお願い申し上げまして、大変簡単措辞ではございますが、本日のお礼の言葉とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○事務局長（勝山 秀良君） おめでとうございます。

以上をもちまして表彰状並びに感謝状の伝達を終わります。

○議長（井尻 治君） 以上で、報告を終わります。

日程第1 報告第2号から報告第8号まで、議案第39号から議案第44号まで

○議長（井尻 治君） それでは、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1、報告第2号から報告第8号まで、及び議案第39号から議案第44号までを一括して議題といたします。

これより、各委員長の報告を求めます。

村田総務常任委員長。

○総務常任委員長（17番 村田 正夫君） 総務常任委員会に付託をされました報告第4号、第7号、第8号の専決処分の承認3件並びに議案第40号、42号、43号、44号の4件につきまして、審査の経過概要と結果を報告いたします。

6月16日午前10時より南丹市国際交流会館3階第2、第3会議室において、総務常任委員会を開催。総務部、企画政策部、教育委員会の順に所管の議案について審査を行いました。

まず、総務部ですが、報告第7号、平成22年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算（第3号）専決処分の承認に関しては、小山東の土地開発公社所有分と市の所有分の販売残について、決算認定時での資料の求めがありました。他に質疑はなく、討論を省略し、採決の結果、全員賛成により承認することに決しました。

報告第8号、南丹市税条例の一部改正の承認に関しては、今回の東日本大震災にかかる雑損控除額等の特例適用についてであり、南丹市内でのその対象の有無についての確認がされ、その想定はしていないとの答弁を受けました。他に質疑はなく、討論を省略し、採決の結果、全員賛成により承認することに決しました。

次に、報告第4号、平成22年度南丹市一般会計補正予算（第6号）専決処分の承認に関しての詳細説明を受け、質疑に移りました。自動車取得税交付金の減額理由の質疑には、自動車減税や景気低迷の見込み漏れとの答弁を、参議院議員選挙委託金の減額については実質精査の減で、管理職は代休対応との答弁を受けました。また過疎債の減額については高齢者除雪対策事業は府の補助を充当、山村留学事業は実績見合いとの答弁、

特別交付税の増額は国の会計自体の増と震災対応による変化、南丹市にとっては病院と除雪が要因との答弁でした。

議案第40号、南丹市税条例の一部改正については質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決されました。

議案第42号、京都地方税機構規約変更に関する協議の件については、別添の資料も参考に詳細説明を受けました。主な質疑は、南丹市の課税自主権について、今後、個人住民税や国保税に拡大する見通しについて、納期や経費削減について、アウトソーシングでの指揮命令関係、偽装請負や個人情報の保持について、共同化の拡大への懸念について等でありました。答弁は課税自主権については、決定権は残る。広域連合は収納だけでなく課税の部分も行う方向性である。納期は、そうなった段階で変更が必要。職員の経費の算定は難しい。アウトソーシングにかかる件は税機構に提案し報告していきたいとのことでした。地方公共団体にとって、貴重な自主財源に関わる今後注視すべき内容であるといえます。質疑を終結し、課税自主権が脅かされ、今後その業務が拡大されることは許されないとの反対討論があり、採決の結果、賛成多数で可決されました。

議案第44号、平成23年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑も討論もなく、採決の結果、全員賛成で可決されました。

最後に、議案第43号、平成23年度南丹市一般会計補正予算（第1号）について、詳細説明を受けました。

まず総務部では、被災地支援事業について、普通旅費については、割増はしていないが宿泊先等で配慮した。また職員支援は8月14日までとの答弁でした。地域防災計画策定事業で見直しの中身については、京都府のEPZ20キロに伴う原子力発電防災対策編のみである。福島県の20キロ以上の避難状況は内部議論もしているが、府との協議、京丹波町やおおい町とも連携して進めるとの答弁でした。また、避難先の公共施設の見直し、想定外の受けとめと見直し、最近の異常気象の認識と災害はトータルのなものとの認識については現在調査中であり、大きな課題と認識をしている。ケースバイケースのときもあり、とにかくいち早く逃げていただく体制が大切だと考えている。公共施設は各地域と相談していきたいとの答弁で、質疑とかみ合わない緊迫感の欠けるものでした。質疑を終結、討論もなく、賛成全員で可決となりました。

次に、企画政策部の審査に移りました。報告第4号、平成22年度南丹市一般会計補正予算（第6号）専決処分の承認に関しての詳細説明を受けましたが、特に質疑はなく質疑を終結いたしました。

最後に、教育委員会ですが、詳細説明を受けたのち、陸上競技場管理委託料の請負金額と管理内容の質疑があり、年間420万円、芝刈り7回や肥料の散布等の答弁を受けました。他に質疑はなく、質疑を終結、3部揃った中で採決に移りました。討論もなく、採決の結果、賛成全員で承認となりました。

その後、所管事務調査として総務部、企画政策部より前回の当委員会での「くらしの

便利帳」の作成にかかる質問の回答を求めました。官民協働での事業で市の負担はなくても、特定の業者に利益が発生する競争性の担保等の法解釈と、以前に作成されたものに比べ、あまりにも高額な広告料であり、はたして適正であるのか、市民負担に問題はなかったのかが、その骨子でありました。地方自治法第234条に基づく契約で、協定書は適正との認識が示され、市長名での依頼文書は決して強制したものではない、高いか安いかは業者の営業努力で判断は難しいとの答弁でありました。しかし、いったい業者は広告料をいくら集めたのか、作成経費はいくらかかったのかを市は全く把握しておらず、南丹市経営を標ぼうする市としては、全く経営感覚のない今回の対応であると指摘をしておきます。

また企画政策部からは、地域振興課長によりテレビ大阪の再送信がこの6月24日から7チャンネルで視聴可能になる詳細説明を受けました。

以上、今定例会の総務常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（井尻 治君） 続いて、小中産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（22番 小中 昭君） 産業建設常任委員会に付託されました報告第4号、第5号、第6号の専決処分の承認について3件、並びに議案第39号、第41号、第43号、以上3議案につきまして、審査の状況と結果について報告をいたします。

本件につきましては、去る6月17日に委員会を開催し、各部課長から詳細説明を受けたのち、審査を行ったところでございます。

まず、報告第4号、専決処分の承認について、平成22年度南丹市一般会計補正予算（第6号）、報告第5号、専決処分の承認について、平成22年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）及び報告第6号、専決処分の承認について、平成22年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第5号）、以上3件については、いずれも質疑ののち討論はなく、採決の結果、賛成全員で承認すべきものと決しました。

次に、議案第39号、南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、並びに議案第41号、南丹市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、関連があるので一括して説明を受けました。かねてから進められてきた園部城南町団地の除却が完成したことによる条例改正であり、質疑ののち討論はなく、採決の結果、議案第39号及び議案第41号は賛成全員により可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号、平成23年度南丹市一般会計補正予算（第1号）についてであります。主な質疑は、農林商工部では、農地・水保全管理支払交付金について質疑がありました。この制度は活動組織が地域共同で行う農地・水路などの資源の日常管理と農村環境の向上に資する活動を支援することに加え、水路・農道・ため池の補修や農道舗装の更新など、施設の長寿命化のための活動を支援する新規の制度であります。従前の農道舗装など地元負担の必要な制度との調整についてなどの質疑があり、それぞれ答弁がありました。土木建築部では、河川維持事業で府の管理河川の管理委託料について質

疑があり、答弁ののち討論はなく、採決の結果、議案第43号、平成23年度南丹市一般会計補正予算（第1号）は賛成全員により可決すべきものと決しました。

以上、誠に簡単ですが、産業建設常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告といたします。

○議長（井尻 治君） 続いて、仲村厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（16番 仲村 学君） それでは厚生常任委員会に付託されました専決3件と補正1件の計4議案につきまして、審査の状況と結果について、ご報告を申し上げます。

当委員会は、去る6月20日に委員会を開催し、所管の議案について審査を行いました。

まず、報告第2号、南丹市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認については国保税の徴収について質疑があり、より効率的な徴収方法を検討するとの答弁でありました。討論はなく、賛成全員により承認すべきものと決しました。

次に、報告第3号、南丹市国民健康保険条例の一部改正の専決処分の承認については質疑、討論はなく、賛成全員により承認すべきものと決しました。

次に、報告第4号、平成22年度南丹市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認については、ごみ袋販売事業、地域子育て創生事業などの事業費の削減と予防接種事業について質疑がありましたが、それぞれ適切な答弁があり、討論はなく、賛成全員により承認すべきものと決しました。

最後に、議案第43号、平成23年度南丹市一般会計補正予算（第1号）については、主な質疑として、被災者生活支援事業、保育所遊具の安全対策、環境計画、若者出会い事業、省エネ・グリーン化に関する事業の以上についてであります。それぞれ質疑、答弁ののち、討論はなく、賛成全員により可決すべきものと決しました。

以上、誠に簡単ではございますが、厚生常任委員会に付託されました4議案の報告とさせていただきます。

○議長（井尻 治君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

特にございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井尻 治君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告に基づき、発言を許します。

19番、高野美好議員。

○議員（19番 高野 美好君） 私は、日本共産党市会議員団を代表して、議案第42号、京都地方税機構規約変更に関する協議の件について、反対の立場から討論を行います。

す。

本議案は、法人の事業税の賦課徴収と併せて賦課徴収されることとされています地方法人特別税にかかる申告書等の受付、税額の算定、調査及びこれらに関連する事務を新たに京都地方税機構で処理しようとする議案であります。設立当初の目的は、滞納処分の共同化でありました。ところが2年を経過をして、今度は法人税課税の共同化を打ち出したわけであります。そして、今回の共同化を皮切りに、全税目の共同化が可能なシステムの構築を進行をさせております。個人住民税、償却資産にかかる固定資産税、軽自動車税の3税目については、平成25年度の実施を目指しているといわれております。これらは課税自主権を地方自治体から奪うものとなります。課税自主権は憲法の定める地方自治の本旨に従って、各自治体はその事務を処理するために必要な財源を自ら調達をする権能であり、地方自治の不可欠の要素、自治権の根幹をなすものであります。各自治体はそれぞれに賦課徴収権をもち、独立対等の関係にあります。各自治体がどのような行政を行うのか、その財政基盤をなす地方税の税目、負担の水準や納め方をどのようにするかは、住民の代表である各自治体の議会が決め、住民が負担を分かち合うこととあります。そうした意味で税務行政は自治の根幹にかかわる業務で、根本問題として課税権のない税機構のもとでの課税事務を共同化することによって、各自治体固有の課税自主権を事実上侵害することは許されることではありません。さらに人件費を削減し、経費を1億円削減できるとしていますが、本市の場合は、事務の一部が減ったとしても人を減らせるわけではありません。結局、機構への負担金が増えるだけではないでしょうか。また機構は事務の一部を民間委託としていますが、職員と委託労働者が混在して業務を行うため、偽装請負となる可能性があるとともに、個人情報保護が担保されるのか問題であります。

以上、申し上げ、反対討論といたします。議員諸侯の賢明なご判断をお願いをして、討論を終わります。

○議長（井尻 治君） ほかに、特に討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井尻 治君） ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより順次、採決いたします。

まず、報告第2号から報告第8号まで専決処分承認案7件を一括して、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

本案、委員長報告のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（井尻 治君） 起立全員であります。

よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第39号から議案第44号までのうち、議案第42号を除く条例の一部改

正等 5 件を一括して、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（井尻 治君） 起立全員であります。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 4 2 号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり同意することに賛成者の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（井尻 治君） 起立多数であります。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 4 5 号から議案第 5 3 号まで

○議長（井尻 治君） 次に、日程第 2、議案第 4 5 号から議案第 5 3 号までを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第 4 5 号から議案第 4 7 号につきましては、日吉町に設置されております 3 財産区について、また議案第 4 8 号から議案第 5 3 号につきましては、美山町に設置されております 6 財産区について、それぞれ管理会委員の任期満了に伴いまして新たな委員を選任するにあたり、条例または協議書の規定に基づき、議会の同意を求めようとするものであります。

何卒ご審議をいただき、ご同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井尻 治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

特に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井尻 治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 4 5 号から議案第 5 3 号までについては、人事に関するものでありますので、委員会付託及び討論を省略の上、ただちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井尻 治君) 異議なしと認めます。

よって、委員会付託及び討論を省略の上、ただちに採決することに決定いたしました。
これより順次、採決いたします。

まず、議案第45号、胡麻郷財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案のとおり、選任に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井尻 治君) 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任に同意することに決しました。

続いて、議案第46号、五ヶ荘財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案のとおり、選任に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井尻 治君) 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任に同意することに決しました。

続いて、議案第47号、世木財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案のとおり、選任に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井尻 治君) 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任に同意することに決しました。

続いて、議案第48号、字南・字北・字中・字河内谷・字江和・字田歌・字芦生・字白石・字佐々里財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案のとおり、選任に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井尻 治君) 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任に同意することに決しました。

続いて、議案第49号、知井財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案のとおり、選任に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井尻 治君) 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任に同意することに決しました。

続いて、議案第50号、平屋財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて

てを採決いたします。

本案のとおり、選任に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井尻 治君) 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任に同意することに決しました。

続いて、議案第51号、宮島財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案のとおり、選任に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井尻 治君) 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任に同意することに決しました。

続いて、議案第52号、鶴ヶ岡財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案のとおり、選任に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井尻 治君) 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任に同意することに決しました。

続いて、議案第53号、大野財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案のとおり、選任に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井尻 治君) 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任に同意することに決しました。

日程第3 意見書案について

○議長(井尻 治君) 次に、日程第3、意見書案を議題といたします。

お手元配布のとおり、議案は1件であります。事務局長に件名を朗読させます。
事務局長。

○事務局長(勝山 秀良君) それでは件名を朗読いたします。

東日本大震災からの復興等に向けた意見書案。

以上であります。

○議長(井尻 治君) ただいまの件名の朗読で議案の内容は、ご承知願えたものと思います。

この際、特に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井尻 治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。

この際、特に討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井尻 治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

東日本大震災からの復興等に向けた意見書案を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(井尻 治君) 起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の字句等の整理については、議長に一任願います。

日程第4 閉会中の継続調査申出について

○議長(井尻 治君) 次に、日程第4「閉会中の継続調査申出について」を議題といたします。

会議規則第104条の規定により、お手元に配布の文書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、取り計らうことにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井尻 治君) 異議なしと認め、さよう決します。

日程第5 議員の派遣について

○議長(井尻 治君) 次に、日程第5「議員の派遣について」を議題といたします。

本件については会議規則第160条の規定により、お手元に配布のとおり、市町村議会広報研修会に議員を派遣することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井尻 治君) 異議なしと認め、さよう決します。

次に、人権擁護委員候補者の推薦について、市長より人権擁護委員法第6条第3項の規定により、お手元に配布のとおり、同委員候補者の推薦にあたり議会の意見を求められております。

本件については、異議がないとの意見を述べることにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井尻 治君) 異議がないようでございますので、さよう取り計らいをいたします。

○議長（井尻 治君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、平成23年第2回南丹市議会6月定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞でございました。

午前10時42分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

南丹市議会議長 井 尻 治

南丹市議会議員 川 勝 眞 一

南丹市議会議員 村 田 正 夫